

議会広報

かりば

第108号
平成16年8月



島牧保育所運動会から

— 平成16年6月19日 —

おもな内容

► 第2回定例会

- 行政報告 2~3ページ
- 審議した議案 3ページ
- 審議した議案と内容 3~4ページ
- 一般質問 4~6ページ

意見書 7~9ページ

議会の動き 10ページ

第2回村議会定例会

平成16年第2回村議会定例会は6月14日に招集され、会期を6月15日までと決め、議長の諸般報告のあと、村長の行政報告があり、そのあと2人の議員が村政に対する一般質問を行い、議案5件、意見案6件、閉会中の継続調査3件をそれぞれ原案どおり可決又は決定し、同日14日閉会しました。

行政報告

一、指定寄附二件について

△去る五月六日、字元町の杉山幸代様より、スポーツセンター用図書購入費として、三万円の指定寄附がありましたので報告します。

△去る六月一日、寿都生コン株式会社様より、小・中学校運動会運営費として、五万円の指定寄附がありましたので報告します。



島牧小学校運動会

二、開発道路島牧美利河線整備事業について
開発道路島牧美利河線整備事業の今後の取扱いにつきましては、本年三月四日第一回村議会定例会後に協議し、休

止やむ無しとの了解を得ていましたが、その後の経過等について報告します。
三月十一日公共事業の是非を審議する開発局事業審議委員会が開催され協議の結果、費用対効果が低いため建設中止とする路線が四路線、計画見直し路線が二路線、継続路線が五路線とされました。

開発道路島牧美利河線については、計画見直し路線に選定され、完成間近な河鹿トンネルの整備をもって事業中止にすることとなります。

河鹿トンネルの整備については、舗装・照明・出口側の駐車場の整備等について強く要望するとともに、促進期成会として引き続き全線開通を求めていく旨、要望しております。

昭和五十五年以来、二十五年の長きにわたり、関係町村とともに全線開通を要望してきましたが、大変残念な結果となりました。

今後も各般の皆様に地域開発道路としての重要性をご理解願い、引き続き全線開通を要望していきたいと思いますので、ご支援をよろしくお願いします。

止やむ無しとの了解を得ていましたが、その後の経過等について報告します。

三月十一日公共事業の是非を審議する開発局事業審議委員会が開催され協議の結果、費用対効果が低いため建設中止とする路線が四路線、計画見直し路線が二路線、継続路線が五路線とされました。

開発道路島牧美利河線については、計画見直し路線に選定され、完成間近な河鹿トンネルの整備をもって事業中止にすることとなります。

河鹿トンネルの整備については、舗装・照明・出口側の駐車場の整備等について強く要望するとともに、促進期成会として引き続き全線開通を求めていく旨、要望しております。

第2回村議会定例会出席者状況

(開会・平成16年6月14日)

◎議会事務局出席者	◎農業委員会出席者	◎教育委員会出席者	◎村出席者	氏名	開催日
事務局長政司	事務局長間裕司	教育次長鶴間裕康	助役藤田	⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ④ ③ ② ①	
		教育長中野勝	総務課長藤井	濱田佐藤高一	
		水産農林課長谷勝	企画観光課長崎	石川島尾	
		建設水道課長池敏	住民課長藤井	田中白井	
		大山勝	健康福祉課長泰英	伊藤一	
		藤野	農業課長一	豊田彦史	
		西田	納稅課長	則治	
		川	役員	彦治	
		崎	長藤	史一	
		井	北島(空席)		
		田	藤田		
			章		
全員出席				欠席	14日



開発道路島牧美利河線

で捜索しましたが、残念ながら遺体での発見となりました。

今後においても賀老地区での入山が見込まれますが、十分注意していただきたいと思っています。

四、平成十五年度各会計出納 閉鎖状況について

▽一般会計は、歳入決算額二三億六、九〇三万三、三六八円、歳出決算額二三億五、〇三五万七、七六二円で差引き一、八六七万五、六〇六円の決算剰余金が生じ、この内、災害援護資金の道への償還分の五八万八、二三七円を平成十六年度へ繰越し、残額一、八〇八万七、三七九円は、財政調整基金に編入しました。

▽国民健康保険会計は、歳入十九万九、三七九円は、財政調整基金に編入しました。この内、月越地区での五月十九日から二十日にかけての搜索については、自衛隊員を含む延べ三百八十一人の出動去る五月十九日から現在まで、月越地区で四件、賀老地区で二件、合わせて六件の行方不明者が発生しました。

この内、月越地区での五月十九日から二十日にかけての

搜索については、自衛隊員を含む延べ三百八十一人の出動

余金が生じ、全額国保財政調整基金に編入しました。

▽簡易水道会計は、歳入歳出とも九、九三三万七、五四四円で決算しました。

▽老人保健会計は、歳入決算額三億三、五六万八五六円で、差引き四二七万八、三三五円の決算剰余金が生じ、国・道に対する返還財源として、平成十六年度へ繰越ししました。

▽介護保険会計は、歳入決算額二億一、三八四万九、〇五五円、歳出決算額二億一、八一九万二、四一九円で、差引き五六五万六、六三六円の決算剰余金が生じ、この内、国・道・支払基金に対する返還分四五七万八、二六九円を平成十六年度へ繰越し、残額の一〇七万八、三六九円は、準備基金に編入しました。

議案第五号 平成十六年度島牧村介護保険事業特別会計補正予算（第二号）
議案第三号 島牧村重度心身障害者及び母子家庭等の医療費助成条例の一部改正について
議案第四号 平成十六年度島牧村一般会計補正予算（第二号）
議案第一号 島牧村老人医療費助成条例の一部改正について

審議した議案

審議した議案と内容

条例改正

【内容】北海道医療給付事業の改正に伴い、北海道に準じて改正

▼島牧村乳幼児医療費助成条例の一部改正について

◎審議の結果

【内容】北海道医療給付事業の改正に伴い、北海道に準じて改正

◎審議の結果

【内容】北海道医療給付事業の改正に伴い、北海道に準じて改正

◎審議の結果

：全員賛成で原案可決
意見案第六号 道立寿都病院の存続に関する要望意見書について

閉会中の継続調査（議会運営委員会）
閉会中の継続調査（総務社会常任委員会）
閉会中の継続調査（産業建設常任委員会）
議員派遣について

◎審議の結果

▼島牧村重度心身障害者及び母子家庭等の医療費助成条例の一部改正について

【内容】北海道医療給付事業の改正に伴い、北海道に準じて改正

◎審議の結果

…全員賛成で原案可決

補正予算

▼平成十六年度島牧村一般会計補正予算（第一号）

【内容】デイサービス運営業務委託料の変更に伴う補正
二九万五千円減額

◎審議の結果

国庫負担制度の変更に伴う組

…全員賛成で原案可決

一般質問

第二回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答要旨を紹介します。

今回の質問者は二名ですが、掲載にあたっては、主に通告事項を中心にしてまとめました。

佐藤議員

一、医療体制の今後について

島牧診療所の医師及び歯科医師の確保については、現在安定した環境にあり、村民の医療面での安心感は守られています。しかし、道立病院の廃止問題が早ければ平成十六年度末をもって行われるとの内容が、表面化、現実化をしていくように聞いています。この件について二点伺います。

替え、国庫補助不採択による小型動力ポンプ付水槽車購入中止の他、当面必要な経費を補正

三、七六四万一千円減額

◎審議の結果

…全員賛成で原案可決

▼平成十六年度島牧村介護保険事業特別会計補正予算（第一号）

【内容】デイサービス運営業務委託料の変更に伴う補正

…全員賛成で原案可決

村長

ト無床と夜間、土日祝祭日の救急体制を考えたとき、救急で岩内、俱知安、八雲の病院への搬送は時間がかかり、寿都町よりも島牧村の影響が大きいので道立寿都病院の存続

時、それらの内容について情報開示して頂きたい。
二点目は、その内容をふまえて、問題点及び今後の対応について、どのように考えておられるか伺います。

あることから、前回伺ったとのことであります。また、医師を増やすにしても医師の確保も難しい状況にあり、村側の医師二人体制という考えは当然と考えるが、道としては即答できることではないとのことです。

なお、寿都医師会の会長、黒松内の国保病院長ですが、会長も有床は必要との意見でした。

臨時会で行政報告していますが、四月八日に担当者が来庁し、寿都町での移管後の考え方とが無床の診療所を設置することであり、夜間、休日の救急体制が問題となることから意見を伺いに来たとのことであり、私としては、行政報告で申し上げたとおり、救急医療を考えたとき道立寿都病院として存続して欲しい旨要望しました。

また、六月定例道議会で廃止の提案を予定していたが、状況が変わってきていたので、提案は先送りとのことでした。

二点目の今後の対応については、北海道として島牧村の救急医療体制の万全、南後志地域の医療体制を地域が納得できる体制で整備されるよう要望していく考え方でありますのでご理解願います。

再質問

一点目については、よくわかりました。



島牧診療所

しています。

道としても、道立寿都病院の移管で無床の診療所という考えは、四月になってから初めて聞いたことで、そうなつたときに近隣町村にも影響が

あります。また、医師を増やすにしても医師の確保も難しい状況にあり、村側の医師二人体制という考えは当然と考えるが、道としては即答できることではないとのことです。

なお、寿都医師会の会長、黒松内の国保病院長ですが、会長も有床は必要との意見でした。

以降の主な村の出来事について、年表形式による資料として取りまとめ、本資料を平成十四年五月に役場庁内各課長に提示し、村史資料として年表へ追加し記録すべき事項の情報提供及び資料の保存等について、協力要請してきたところですが、追補版作成に向けた本格的な作業は、未だ着手していない状況です。

なお、ご指摘ありましたと

おり、平成十一年第三回村議会定例会における質問者からの一般質問に対し、前教育長より、東西島牧村合併五十周年に当たる平成十八年の発行に向けて取り進める旨、お答えしております。私もしましてもこの事を重く受け止め、追補版作成に向けて、関係機関等の協力を仰ぎながら本格的な作業に着手すべく、鋭意努力してまいります。

村長もご覧になつたと思うんですけれども、六月十一日道新の後志版、ここに蘭越町の記事が載つておりますが、蘭越は法定協議会に参加していながらも自立する場合は、どのくらいのことが必要かということで具体的な数値がここで示されています。

いま島牧が、来年三月でどこかの町村と合併ということはまず時間的に難しいという

を作成して議会の特別委員会で協議して、それから話を進める予定であります。

いずれにしても、独自で生き延びる計画も必要だと認識はしています。ですが、極端な歳出予算の削減は先程も言いましたとおり、村の経済に与える影響が大きいと思いますので、それで、それらを第一に考え方で調整していくかなければならぬと思つていますので、ござ

だきたい、そのようにお願ひします。

村長 いま言われたことも重点的に考えて、資料作成のときには留意して作成したいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。



長尾議員

二、町村合併問題の展開について

今日、現在、町村合併の推移を考えるとき、他町村との合併がなかなか困難であると判断しておりますが、では来年度、平成十七年度以降、この島牧のことを考えるとき、いろいろな面で早急に対応しなくてはならない状況であると考えます。

村として、行財政対策を考えておられるのか、また、作業を進めておられるならば、その内容をお知らせ願いたい。

村長

前者の質問に対しても考え方を述べていますが、村としての行財政対策については従来より行革推進本部の意向に沿つて、毎年行っており、今後も合併・単独に係わらず、事務事業の見直しや、自らの創意工夫で歳出削減に努めていき

再質問

具体的には、平成十五年度
決算も確定し、七月上旬には
平成十六年度普通交付税の本
算定事務が行われるところか
ら、これらの状況を見極め、
今後の推計数値を示したい考
えでありますので、ご理解、
ご協力をお願ひします。

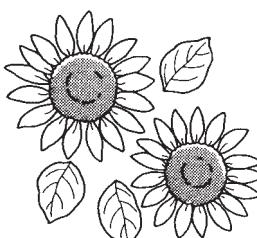
村長

財政計画ですか、島牧村の場合、村の予算を極端に減らすということは、村内経済に与える影響が非常に大きいと 思います。そのへんも考慮して、先般より色々町村会でも 話があるよう、広域合併ま た一部事務の広域等も考慮し て協議していくかなければなら ないと思います。それらも含め て先程申したとおり十六年 度の交付税が決定次第、資料

議会を傍聴しましょう

手続きは議場の 受付簿に記入するだけです

手続きは議場の
受付簿に記入するだけです



だきたい、そのようにお願ひ
します。

意見書の提出

次の意見書が可決され関係省庁へ提出しました。

意見案第一号

三位一体改革の見直し、地方交付税の増額確保に関する意見書

提出者 島牧村議会議員
伊藤 真一

平成十六年度の地方交付税は、臨時財政対策債を含めると、二兆八、六〇〇億円（一・二%）も大幅削減が強行されました。これによって、地方自治体は「予算」が組めないと悲鳴があがり、大幅な組み直しを余儀なくされ、かるうじて基金活用や財産処分で切り抜けました。

しかし、十七年度においては交付税など、一般財源が今年度並みに確保されないとすると、税源委譲が進められてるゝ、課税客体の貧弱な農山漁村を抱えた本道の場合には、多くの自治体で予算編成ができなくなる異常事態も懸念されるところです。

財務省は地方歳出の見直し、交付税の抑制を強調し、交付

税の財源保障状態の廃止を狙っています。しかし、地方交付税の財源保障状態は、国民生活水準全体を下支えするには欠かせないもので、その特徴は憲法と地方財政法、地方交付税法に基づくものです。

よって、政府においては地方自治体の意見をよく聞き、安定して地方行政ができるよう、地方税財政対策をとることを強く要望します。

一、三位一体改革は、地方の意見を十分に反映したものに改めるとともに、地方自治を高めるよう憲法や地方財政法の精神を十分尊重すること。

二、地方交付税の財源保障機能等の現行制度を堅持すること。

三、平成十七年度地方交付税額は、前年以上に確保すること。一方的な地方交付税の削減は中止すること。

四、税源委譲にあたっては、課税客体の乏しい自治体の実態を十分にふまえたもの

にすること。国庫補助負担金の削減にあたっては、明確な代替措置をとること。全ての市町村を基礎自治体と位置付け、自治の確立・強化を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、行政改革担当大臣

意見案第二号

障害者等の医療費助成制度凍結に関する意見書

提出者 島牧村議会議員
伊藤 真一

実施するのでは説明責任を果たしたともいえません。よって道においては、十月実施は凍結するとともに実効ある医療費負担軽減策をとるよう強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

【提出先】

北海道知事

道は、財政難を理由にして、重度障害者、母子世帯、乳幼児、老人の四事業での医療費助成制度の見直しによる予算削減を三月議会で決めました。

しかし、与党の自民、公明両党は、負担軽減を知事に申

し入れるとともに、道保健福祉部は検討委員会を設置しました。これらは十月一日実施の前提自身が大きく揺らいでいることを示すものです。

意見案第三号

寒冷地手当見直しに関する意見書

提出者 白石一男

人事院は、本年度の勧告で寒冷地手当の抜本的見直しを行方針を固め、四月一九日には、寒冷地手当の支給対象地域の見直し案を明らかにしました。しかし、この見直し案は、寒冷積雪地の生活実態や地域の実情を全く顧みないものであるばかりか、寒冷地手当制度の意義さえ否定するものであります。



寒冷地手当は、寒冷積雪地に働き、生活するものにとって多くの困難があるため、支給対象者が公務員労働者だけでなく、多くの民間企業労働者、農協など団体職員、政府・地方自治体関連職員など多数が準拠しており、見直しの影響は計り知れないものがあります。

さらに、この見直しによって地域経済にも大きな打撃を与えることは必至です。地域経済は長引く不景気により疲弊しており、寒冷地手当の見直しによる消費縮小が地域経

民が利用してきたが、現病院が廃止されると地域住民は極めて不便になります。

本村のように入院施設のない診療所を財政的にも厳しい中で運営し村民の健康と命を守っている状態です。道立病院は南後志の医療施設の中心として頼りにされています。

特に自動車のないお年寄りをはじめ子どもたちまで、村民は道立病院を気軽に利用しています。村から近いところにある施設ですから「無床の診療所」になつたならば、当然入院も夜間の救急受付はできなくなり、一段と医療の過疎化に拍車がかかります。

道は次の四点について再検討されることを強く要望します。

一、地域医療の中核として大切な道立病院を一年でも長く存続させて下さい。

二、無床ではなく有床の診療

【提出先】
北海道知事

所にして下さい。
三、町立にしないで運営は道立にしたいとあります。
四、結論を急がず、地域住民の意見をよく聞いて対応して下さい。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。



道立寿都病院

産業建設常任委員会の所管事務調査

本年度の産業建設常任委員会の所管事務(現地)調査は、去る6月28、29日の2日間、下記の箇所を調査しました。

調査箇所 ①賀老の滝遊歩道の現地調査 ②高潮対策工事 ③道の駅の現況調査 ④水源地の調査



① 賀老の滝遊歩道の現地調査



② 高潮対策工事（歌島地区）



③ 道の駅の現況調査



④ 水源地の調査（元町水源地）

議会の動き



中田 仁史 委員長

▼議会閉会中の五月十三日、後藤諭議員から一身上の都合により議員の辞職願いが提出され、同日付けで受理、六月十四日開催の定例議会に報告されました。

議会の日誌

(平成16年5月21日)
(平成16年7月22日)

[5月]

- 25日 地方財政危機突破総決起大会
(東京都 議長)
26日 北海道横断自動車道・北海道新幹線建設促進期成会総会、要望会
(小樽市 議長)
31日 後志総合開発期成会道内要望(札幌市 議長)

[6月]

- 2日 後志総合開発期成会中央要望(東京都 議長)
4日 議員協議会
9日 北海道町村議會議長会定期総会
後志支庁管内町村議會議長会臨時総会
(札幌市 議長)

- 10日 議会運営委員会
11日 島牧村戦没者追悼式
(生活改善センター 議長他)
14日 第2回村議会定例会
17日 例月出納検査
19日 島牧保育所運動会
(副議長)
26日 山海味覚まつり
(議長他)
28~29日 産業建設常任委員会所管事務調査

[7月]

- 7~8日 北海道町村議會議員研修会
(札幌市 全議員)
11日 参議院議員通常選挙投票日
15日 例月出納検査
夏の交通安全運動街頭啓発
20~22日 後志管内町村議長研修視察
(和歌山県 議長)



小学生の交通安全教室



夏の交通安全運動街頭啓発

▽議会広報「かりば一〇八号」
をお届けします。

本号では、六月十四日に開催された第二回定例会の審議内容、一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、村の方針や議会活動に理解を深めていただきたいと思います。

議会広報に対するご意見、ご希望がありましたら遠慮なく議会事務局までご連絡ください。

▽「北海道には梅雨がない。」と言われますが、七月前半はそうは思えないようなはっきりとしない日が続きました。一転して後半は夏日の連続で、昨年の冷夏とは対照的な天候です。

体調管理には十分に注意して元気に夏場を乗り切りたいものです。
▽議会での審議をより理解していだくため、みなさんの議会傍聴をお待ちしています。

お
え
て
編
集
を